## 資料 都2

全 員 協 議 会 資 料 令和3年(2021)6月28日 都市建設部建築住宅課空き家対策室

# NPO法人ひらた空き家再生舎との「空き家等対策に関する連携協定」の締結について

令和3年6月17日に、NPO法人ひらた空き家再生舎と空き家等対策に 関する連携協定を締結しました。

記

### 1. 連携協定の目的

本市とNPO法人ひらた空き家再生舎が相互に連携・協力し、空き家等の発生予防、適正管理、利活用、流通の促進、相談会・セミナーの開催、空き家等を活用した移住・定住の促進等を推進するため。

### 2. 連携協定の締結について

- (1) 締結日 令和3年(2021) 6月17日
- (2) 場 所 出雲市役所本庁 3 階 市民応接室
- (3)協定書 別添のとおり

### 出雲市とNPO法人ひらた空き家再生舎における空き家等対策に 関する連携協定書

出雲市(以下「甲」という。)とNPO法人ひらた空き家再生舎(以下「乙」という。)は、出雲市内における空き家等に関する対策を推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、出雲市内における空き家が生活環境や景観の悪化などにより、地域の活力や魅力の低下を招いていることから、甲及び乙が相互に連携・協力し、空き家等の発生予防、適正管理、利活用、流通などを効率的かつ総合的に推進することを目的とする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 建築物等 市の区域内(以下「市内」という。)に存する建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建物及びその敷地をいう。
  - (2) 空き家 前号の建築物等であって現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるものをいう。
  - (3) 空き家化懸念建築物 第1号に規定する建築物等であって、将来人が居住せず、又は使用しない状況になる懸念がある建築物等をいう。
  - (4) 所有者等 市民及び建築物等の所有者又は管理者をいう。

### (連携事項)

- 第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携する。
  - (1) 所有者等に対する空き家及び空き家化懸念建築物(以下「空き家等」という。)の 啓発、発生予防に関すること。
- (2) 空き家等の適正管理に関すること。
- (3) 空き家等の利活用、流通の促進に関すること。
- (4) 空き家等の相談会、各種セミナーの開催に関すること。
- (5) 空き家バンクに関すること。
- (6) 空き家等を活用した「地域活動拠点」の整備・活動支援に関すること。
- (7) 空き家等を活用した移住・定住の促進に関すること。
- (8) 空き家等の活用に関する情報共有、情報発信に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上必要と認める事項に関すること。

#### (秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく業務に携わる者は、当該業務で知りえた情報を他 に知らせ、又は不当に使用してはならない。 (有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1か月前までに甲又は乙から申し入れがない場合、有効期間を1年間延長す るものとし、以降も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定のない事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和3年(2021)6月17日

甲 島根県出雲市今市町70番地 出 雲 市 出雲市長 飯塚 俊之

乙 島根県出雲市平田町2621番地 NPO法人ひらた空き家再生舎理 事 長 吉岡 拓也